

寄居町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第4項及び寄居町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年10月22日

寄居町監査委員 花輪 敏男
寄居町監査委員 佐藤 理美

記

1. 実施月日 10月 8日(木) 午前9時00分～午後3時30分
10月 9日(金) 午前9時00分～午後3時00分

2. 実施場所 寄居町役場第3委員会室及び現地

3. 監査対象

(1) 基金

- ①寄居町高額療養費貸付基金
- ②寄居町国民健康保険の保険給付費支払基金
- ③寄居町国民健康保険出産費資金貸付基金

(2) 委託料

- ①固定資産税標準宅地時点修正業務委託料
- ②評価替基礎資料作成業務委託料
- ③行政事務委託料
- ④障害者基幹相談支援センター事業委託料
- ⑤学校施設個別計画策定支援業務委託料

(3) 補助金等

- ①埼玉県環境整備センター住民協議団体運営費交付金
- ②連合環境協議会交付金
- ③中小企業等支援事業補助金
- ④飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金
- ⑤まちなか住宅取得支援補助金
- ⑥まちなか住宅団地整備補助金

(4) 工事

- ①男衾保育所整備工事
- ②風のみち災害復旧工事
- ③風布金尾地内災害復旧工事
- ④いきいき元気パーク整備工事
- ⑤鉢形城跡保存整備事業(公有財産購入費)

4. 監査目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、寄居町監査基準(令和2年3月)及び令和2年度寄居町監査計画に基づき、令和2年度定例監査を実施した。

なお、実施にあたっては、町民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全

性と透明性の確保に寄与し、もって住民福祉の増進に資することについて、特に、意を用いた。

5. 監査結果

(1) 基金

①寄居町高額療養費貸付基金

- ・基金の設置状況について
- ・基金の管理について
- ・高額療養費貸付基金の周知について
- ・今後の基金の運用について

②寄居町国民健康保険の保険給付費支払基金

- ・基金の状況について
- ・基金の設置状況について
- ・基金の管理について
- ・今後の基金の運用について

③寄居町国民健康保険出産費資金貸付基金

- ・基金の実績及び設置状況について
- ・今後の基金の運用について

(2) 委託料

①固定資産税標準宅地時点修正業務委託料

- ・時点修正を毎年行う理由について
- ・時点修正後の課税標準額について
- ・委託業者について
- ・契約書の内容等について

②評価替基礎資料作成業務委託料

- ・契約方法について
- ・公開用資料について
- ・契約書と特記仕様書の履行期間について
- ・支出負担行為決議書の消費税額欄について

③行政事務委託料

- ・契約の相手方について
- ・スケジュール（新区長選出時期）について
- ・委託料について
- ・認定書について
- ・他市町村の状況について

④障害者基幹相談支援センター事業委託料

- ・設置の義務について
- ・障害者基幹相談支援センターの担当職員について
- ・障害者基幹相談支援センターの直営の適否について
- ・契約書の消費税について
- ・相談状況について

- ・ 社会福祉協議会の職員数について

⑤ 学校施設個別計画策定支援業務委託料

- ・ 学校施設個別計画の方向性について
- ・ 計画書について
- ・ 業務概要の目標年次について
- ・ 監督員について
- ・ 国庫補助金について
- ・ 契約について
- ・ 日常点検講習会等について
- ・ 委託業者の実績について

(3) 補助金等

① 埼玉県環境整備センター住民協議団体運営費交付金

- ・ 埼玉県と寄居町との協定、交付要綱について
- ・ 交付金について
- ・ 町から支出する根拠について
- ・ 協議団体の決算について
- ・ 配分の根拠について
- ・ 実績報告書のその他収入について

② 連合環境協議会交付金

- ・ 協議会の構成について
- ・ 実績報告書の地元対策事業経費について
- ・ 交付額について

③ 中小企業等支援事業補助金

- ・ 国の補助率について、また事業の延長について
- ・ 申請の審査について
- ・ 下落率による補助の対象事業者数について
- ・ 事業の周知について

④ 飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金

- ・ 事業の延長について

⑤ まちなか住宅取得支援補助金

- ・ 実績、補助率について
- ・ 対象区域について

⑥ まちなか住宅団地整備補助金

- ・ 申請状況について

(4) 工事（公有財産購入費を含む。）

① 男衾保育所整備工事

- ・ 工事中の騒音の苦情について
- ・ 外構工事について

②風のみち災害復旧工事、 ③風布金尾地内災害復旧工事

- ・工期について

④いきいき元気パーク整備工事

- ・事業の完了について
- ・事業費について
- ・完成後の周知について

⑤鉢形城跡保存整備事業（公有財産購入費）

- ・補助率について
- ・令和3年度事業予定地について
- ・整備事業の地区分けについて
- ・保存整備基本計画改定による第2期整備の進捗について

6. 講評

今回の定例監査では、書類審査14件及び書類審査のほか現地調査を伴う審査5件について、前記4の監査目的を踏まえ、提出された調査票、関係書類等の確認及び担当職員からの説明聴取等に基づいて実施した。

このうち「基金」については、寄居町高額療養費貸付基金など3基金について、運用状況及び事業実績等についての確認を行った。

「委託料」については、固定資産税標準宅地時点修正業務委託料など5件について、委託内容、委託先の選定は適切か、所期の成果が得られるかの確認を行った。

また、「補助金（交付金）」については、埼玉県環境整備センター住民協議団体運営費交付金など6件について、補助等の目的及びその手続き、公益上の必要性またその効果等について確認を行った。

さらに「工事」及び「公有財産購入費」については、男衾保育所整備工事（解体工事、外構工事）及び鉢形城跡公有化事業など5件について、整備状況の視察確認を行った。

以上について慎重に審査を行った結果、以下の所見のとおり一部の事業等については、廃止等を含めた見直しが必要と認められるので、慎重に検討し適切に対応されたい。

（1）基金

寄居町高額療養費貸付基金は、寄居町高額療養費貸付条例に基づき高額医療費の支払いが困難な者に対し、必要な資金の貸付けに係る事務を円滑に行うため、昭和55年4月に設置された。基金額は総額100万円であるが、外来診療での月ごとの限度額を超過する分の窓口支払いが不要になったことなどから、近年、貸付実績は皆無で、基金については、利子分のみを一般会計へ繰り入れている。

寄居町国民健康保険の保険給付費支払基金は、国民健康保険の保険給付費支払金の不足に充当するもので、昭和39年4月に設置された。国民健康保険制度は、平成29年度までは市町村が個別に運営していたが、平成30年度以降は、都道府県が市町村とともに運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業運営について中心的役割を果たし、市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を行う制度改正が行われた。本基金については、国民健康保険特別会計への繰入れが行われた平成16年3月以降、利子分以外に基金の異動はない。

寄居町国民健康保険出産費資金貸付基金は、寄居町国民健康保険出産費資金貸付基金条例に基づき、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金の貸付けに係る事務を円滑に行うため、平成13年4月に設置された。基金額は240万円であるが、出産育児一時金については、

本人に代わって医療機関等が保険者に請求する直接支払制度が普及したことなどから、近年、貸付実績は皆無で、基金については、利子分のみを国民健康保険特別会計へ繰り入れている。

以上の3基金については、設置当時からの諸条件の変化などでその必要性が乏しくなっている。県内の一部自治体においても見直しの動きがあり、事務の合理化、簡素化の観点から廃止を含めた見直しを検討されたい。

(2) 委託料

固定資産税標準宅地時点修正業務委託料は、下落傾向にある土地について基準年度の価格を据え置くことが適当でないとき、時点修正を行うものであり、また、評価替基礎資料作成業務委託料は、令和3年度に行われる固定資産税の評価替えに向け、基礎資料の作成を行うものである。

時点修正業務は、不動産鑑定士による鑑定業務がメインとなるものであるが、契約は公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と随意契約を行っている。

また、基礎資料作成業務は、航空写真撮影と航空写真及び評価替データを地図情報システムへセットアップすることを業務内容とし、国際航業株式会社と随意契約を行っている。

なお、当該業務等については、随意契約以外の契約方法を採用している自治体もあり、競争性を確保する観点から、随意契約以外の契約方法についても研究されたい。

行政事務委託料は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、令和元年度まで特別職非常勤職員として委嘱していた区長、衛生委員及び道路委員について、町と各自治会で行政事務の委託契約を締結するものである。事務委託契約に係る制度の初年度である令和2年度のスタートにあたり、区長等の選任についてのタイトなスケジュールに困惑した自治会もあり、次年度以降の契約の更改に向けては、各自治会の一層の理解を得ることが必要である。

なお、区長等については、寄居町区の設置等に関する規則（平成19年規則第13号）第3条に規定する者を「認定」することとされたが、「委嘱」は必ずしも地方公務員としての任命行為を伴うものではないため、私人に対して協力を依頼する際にも委嘱状を交付して差し支えないとする見解（「非常勤職員の整理と分類について」全国町村会総務部法務支援室（平成30年12月））もあり、埼玉県環境整備センター公害防止協定書（平成30年3月）第12条に規定する監視員に町が委嘱している事例との整合等について検討されたい。

また、私人に対しては、地方公務員として行う必要のない業務について委託するものであり、「行政事務」の用語を使用することの適否についても、併せて研究されたい。

障害者基幹相談支援センター事業委託料は、社会福祉法人寄居町社会福祉協議会にその設置及び運営を委託するものであるが、業務委託金額に消費税相当額130万円が含まれており、当該法人が非課税事業者である場合は、消費税分を加算して委託契約を締結する必要はなく、本件委託料については、消費税相当額を控除して精算すべきと思われるので確認されたい。

学校施設個別計画策定支援業務委託料は、寄居町公共施設等総合管理計画アクションプラン（令和2年9月）を踏まえ、学校施設の長寿命化計画の策定等を目的としている。学校施設個別計画の実施にあたっては、アクションプランの推進状況と整合を図り、改修等の経費の縮減・効率化に活用されたい。

(3) 補助金等

埼玉県環境整備センター住民協議団体運営費交付金及び連合環境協議会交付金については、工業振興費として商工観光課が所管している。今回の定例監査の対象外である埼玉県環境整備センター監視活動団体運営費交付金及び彩の国資源循環工場監視活動交付金は公

害対策費として生活環境エコタウン課が所管しているが、これら4交付金の令和2年度の予算総額は1808万2000円である。

このうち、住民協議団体運営費交付金は、県からの地元対策費交付金に加え、町も一般財源を上乘せし、住民協議団体4団体に交付している。令和2年度の交付額は917万7000円で、県負担分が635万7000円、町負担分が282万円であり、先進地等の視察、周辺整備事業の調整及び地区民に対する広報活動に要する経費が交付対象となる。

この交付金は、折原地区環境対策協議会が交付対象団体とされて以降、ここ10数年間固定化され、現在に至っている。

また、連合環境協議会交付金は、大規模太陽光発電事業者との寄附に関する覚書（平成26年3月）に基づく寄附金の一部（寄附金に10分の7を乗じて得た額）が寄居町連合環境協議会交付金交付要綱（平成26年4月）により4団体で構成する寄居町連合環境協議会に交付されており、令和2年度の交付額は312万9700円である。

交付要綱では、交付金の対象となる事業及び経費は、住民協議団体運営費交付金と重複している。また交付申請書では、当該交付金は4団体に配分する申請内容であり、結局、最終交付先は協議会を構成する4団体となる。

交付が開始された平成26年度以降、当該交付金の対象となる事業及び経費が、増大乃至拡大した等の特段の事情変化はなく、各交付対象団体の活動量が増加したとは認め難い。

そうであれば、町は、各交付団体において住民協議団体運営費交付金による活動経費が不足しているなど交付の必要性についての確認が不十分のまま、連合環境協議会への交付制度を新たに制定したとの誹りを受けかねず、また、令和元年度交付事業実績報告書には4団体に対する配分額の具体的記載もなく、当該交付金の必要性、その効果等の確認はできなかった。

当初、住民協議団体運営費交付金は、県交付金に加え、町が環境整備基金から財源を繰り入れて加算していたが、基金が枯渇するおそれから、現在はその財源を一般財源に振り替えて交付している。しかし、太陽光発電関連の寄附により、町の加算額以上の新たな交付金が見込めたタイミングで、一般財源の加算を見直す必要があったと考える。

なお、今回の定例監査の対象外ではあるが、環境整備センター監視活動団体運営費交付金については、町から県への実績報告書では、監視経費は人件費に充当したとしているが、担当課においてもその詳細は把握しておらず、十分な確認ができなかったところである。

連合環境協議会交付金及び彩の国資源循環工場監視活動交付金（監査対象外）については、その原資はすべて民間事業者からの寄附金が充てられているが、町としてその寄附を採納し、必要額を予算計上している以上、一般財源等と同様、公金扱いとするほかなく、その交付にあたっては、公益上の必要性について、客観的に確認できるよう交付金対象事業に係る帳簿及び証拠書類等は、確実に整備保管する必要がある。

なお、住民協議団体運営費交付金については、平成30年度の定例監査においても監査対象とし、同様の講評を行っている。

中小企業等支援事業補助金及び飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内の中小事業者を支援するものであるが、緊急的な支援のため、短期間での申請処理を行うことから、迅速かつ慎重な審査を図らりたい。

まちなか住宅取得支援補助金及びまちなか住宅団地整備補助金は、コンパクトシティ化を図るための3年間の時限的な補助制度である。対象区域が限定されることから、今のところ申請実績はない。引き続き、町民をはじめ関係事業者等への制度の周知に努められたい。

（4） 工事（公有財産購入費を含む。）

男衾保育所整備工事は、旧保育所の解体工事と外構工事を実施するもので、この工事の

完了により園庭の利用が可能となり、保育所の運動会や日常の外遊び等の活動範囲が広がった。城南保育所との統合後特段のトラブルもなく、また、騒音など周辺住民からの苦情もないようである。

風のみち災害復旧工事及び風布金尾地内災害復旧工事は、令和元年の台風第19号等で被災した遊歩道や倒木等を整理復旧するものである。寄居町の観光資源の一つである当該地区のミカン狩りシーズン前に予定どおり工事が完了し、観光客等の利便に供することが可能となった。

いきいき元気パーク整備工事は、第3期工事として児童用複合遊具、幼児用遊具及び時計塔を設置するものである。町単独事業として開始された事業であるが、第3期工事については、一部県の補助金を充てることができた。町内の児童公園にはない遊具が設置されることになっており、完成後は、安全確保と利用増進に努められたい。

公有財産購入費は、国指定史跡である「鉢形城跡」について、公有地化の保存整備を進めているところであるが、史跡範囲内には民間住宅もあり、地権者側の事情の変化など買収可能となる条件が整うことが公有地化を推進する前提となっている。今後とも、区域内関係者の状況を十分に把握し、事業の促進を図ることが望まれる。

(5) その他

支出負担行為の手続きは、寄居町予算規則（昭和47年規則第7号）第18条に規定するところであり、支出負担行為決議書の様式は別表第3中12号に規定されている。

監査対象事業の関係書類として確認した支出負担行為決議書（写し）の中には、「消費税額」、「契約方法」について未記入のものが見受けられた。支出手続の前提事務である支出負担行為は、町長や専決の指定を受けた職員の重要な職務であり、正確な支出負担行為決議書に基づいて行われる必要がある。